

自己点検事項

◇ 短期滞在手術等基本料2(A400)

(1) 全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔による短期滞在手術を行うにつき十分な体制が整備されている。 ( 適 ・ 否 )

(2) DPCの病棟を有する病院でない。 ( 適 ・ 否 )

※ ただし、歯科点数表の短期滞在手術等基本料の注1の規定により医科点数表の短期滞在手術等基本料の例によることとされた場合においては、この限りでない。

(3) 当該保険医療機関が病院にあつては、一般病棟入院基本料若しくは7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、18対1入院基本料又は20対1入院基本料のいずれかの基準を満たしている。 ( 適 ・ 否 )

(4) 当該保険医療機関において、次のいずれかを満たしている。 ( 適 ・ 否 )

ア 退院後概ね3日間の患者に対して、24時間緊急対応の可能な状態にある。

イ 当該保険医療機関と密接に提携しており、当該手術を受けた患者について24時間緊急対応が可能な状態にある保険医療機関がある。

(5) 短期滞在手術等基本料に係る手術が行われる日において、麻酔科医が勤務している。 ( 適 ・ 否 )

(6) 術前に患者に十分に説明し、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」における別紙様式8を参考として同意を得ている。 ( 適 ・ 否 )

医療機関コード

保険医療機関名